

XII 交付及び証明

交付及び証明

1. 技能証明等の決裁手続

(1) 実地試験実施の管轄区分が地方航空局となっている技能証明の資格等（航空通信士の資格を含む。）

(ア) 地方航空局は先任航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて、当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を本省に送付する。

なお、実地試験の結果が不合格又は中止と判定されたものについては、地方航空局から不合格の「実地試験成績報告書」及び「実地試験（中止・不合格）報告書（写し）」を、実地試験申込関係書類とともに首席航空従事者試験官に送付する。また、中止に係る申請者に対し、「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。

(イ) 学科試験に合格した者であって、実地試験の免除を受ける者については、実地試験の免除が受けられることを証明する書類及び航空経歴を有することを証明する書類並びに住民票が提出されるのを待って、本省へ関係書類を送付する。

(ウ) 学科試験及び実地試験の両方の免除を受ける者については、申請書を受理後、本省に申請関係書類を送付する。

(エ) 本省は、地方航空局から送付された関係書類に基づき、技能証明等の交付の決裁を行う。

(オ) 申請書提出の日から2年以内に住民票を提出しなかった者、航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者及び無線従事者免許証の写し（航空通信士の資格に限る。）を提出しなかった者については、地方航空局において当該申請書を無効なものとして処理する。

(2) 実地試験実施の管轄区分が本省となっている技能証明の資格等

(ア) 本省は、首席航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を合わせ、交付の決裁をとる。また、実地試験が中止と判定されたものについては、本省から申請者に対して「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。

(イ) 実地試験の免除（一部免除を含む。）を受ける者については、実地試験の免除を受けられることを証明する書類（指定養成施設の修了証明書等）が提出されるのを待って交付の決裁をとる。

(ウ) 申請書提出の日から2年以内に住民票を提出しなかった者及び航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者については、本省において当該申請書を無効

なものとして処理する。

2. 技能証明書等（証明関係を除く。）の作成及び交付

- (1) 技能証明書等の交付の決裁後、技能証明等を本省において作成し、技能証明の申請者に対しては、「技能証明書の交付通知書」及び登録免許税納付のための「国税収納整理資金・納付書」を、運航管理者技能検定の申請者に対しては、「運航管理者技能検定合格証明書の交付通知書」を送付する。
- (2) 技能証明書等は、申請書を受理した本省又は地方航空局を通じて交付する。
- (3) 技能証明書は、登録免許税法第9条別表第一中(14)の航空従事者技能証明の登録免許税が納付されていることを証明する3枚綴の納付書の1枚目の領収証書が提出された後に交付する。

3. 技能証明の限定変更の交付

限定変更の決裁事務は本省で行い決裁後本省より申請者に技能証明の限定変更の証明書を送付する。

4. 航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明の交付

航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明の決裁事務は本省で行い決裁後本省より申請者に証明書を送付する。

5. 技能証明等の交付後の事務処理

- (1) 本省又は地方航空局は、技能証明書等を手交（限定変更等の証明を含む。）したとき又は郵送したときは、技能証明交付簿にその手交又は送付年月日を記入し、手交の際は受領印又は署名をもらい、郵送の場合は、その旨記録する。
- (2) 本省は、電算機に入力する。
- (3) 本省は、(2)の処理を完了したときは、決裁文書にDB登記済を押印し、保存する。

X III 再交付及び記載事項の変更

再交付及び記載事項の変更

提出書類はすべてA4サイズとする。(ただし、公的機関から発行されたものを除く。)

1. 技能証明等の再交付申請（規則第71条）

再交付は、亡失、遺失、盗難、破損、汚損について厳重に審査を行い、次のとおり実施する。

- (1) 申請書の受理は、本省において行う。
- (2) 再交付申請に必要な書類
 - (ア) 再交付申請書（規則第28号様式）-----1通
 - (イ) 技能証明書（失った場合を除く。）-----1通
 - (ウ) 住民票（本籍の記載されたもの。）-----1通
 - (エ) 写真（タテ3cm、ヨコ2.4cm、裏面は氏名を記入）-----1葉
- (3) 再交付申請の審査に際しては、住民票により申請者の本籍、氏名等を確認する。
- (4) 再交付する技能証明書の番号は、失った技能証明書の番号と同じとする。交付年月日は再交付であることを明示して再交付の年月日を記入する。

使用印（朱色スタンプ）

再交付 ()
技能証明年月日

- (5) 再交付を受けたのち、失った技能証明書を発見したときは、直ちに、その失った方の技能証明書を返納すること（規則第72条）。

2. 技能証明等の記載事項の変更（旧技能証明書保有者のみに適用）

技能証明書等の記載事項の変更は氏名及び本籍地等の変更の場合のみに行うこととする。

- (1) 申請書の受理及び変更の処理は、本省及び地方航空局において行う。
(地方航空局において処理した場合は、申請書他を本省に送付する。)
- (2) 記載事項変更申請に必要な書類
(ア)技能証明書等の記載事項変更届（要領様式 16）----- 1通
(イ)住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1通
氏名変更の確認ができない場合には、住民票の代わりに戸籍抄本とする。
- (3) 変更を行った場合は、技能証明等及び(2)(ア)に、**記載事項変更**を押印する

使用印（朱色スタンプ）

本籍地変更

（年月日）確認（　　）

氏名変更

（年月日）確認（　　）

X IV 実地試験実施状況報告 及び書類の保存期間

実地試験実施状況報告及び書類の保存期間

1. 技能証明実地試験実施状況報告

航空従事者試験官は、試験実施後、実地試験台帳に実施状況を記入するものとする。また、先任航空従事者試験官は、年度ごとに首席航空従事者試験官にその写しを送付する。

2. 書類の保存期間

技能証明書等の交付の決裁関係書類は30年保存とする。

X V オンラインによる申請

オンラインによる申請

1. 技能証明等申請及び技能証明等再交付申請

当分の間、オンライン申請は申請書（規則第19号、第19号の2及び第28号様式）のみとし、各申請書に添付する書類は、別途持参又は郵送することとする。
(※オンラインによる申請手続きは、国土交通省ホームページを参照。)

2. 要領様式による申請

要領様式による申請書及び添付書類の提出は、要領様式の規定にかかわらず、電子メールその他の電磁的記録による方法で行うことができる。